

# 熊本県公報

号外 第59号  
平成17年11月18日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則……………(警察本部生活安全企画課) 1

### 登 載 依 頼

#### 熊本県公安委員会規則第15号

警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年11月18日

熊本県公安委員会委員長 松 村 敏 人

警備業法令事務取扱規則等の一部を改正する規則

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)

第1条 警備業法令事務取扱規則(平成13年熊本県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」に、「第10条」を「第17条第1項」に改める。

第2条を次のように改める。

(認定申請等に対する通知)

第2条 次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める様式により、申請書を受理した警察署長を経由して行うものとする。

- (1) 法第5条第3項の規定による認定をしない旨の通知にあつては、不認定通知書(別記様式第1号)
- (2) 法第7条第3項の規定による認定証の有効期間の更新をしない旨の通知にあつては、認定証不更新通知書(別記様式第1号)
- (3) 法第22条第4項の規定による警備員指導教育責任者資格者証を交付しない旨の通知にあつては、警備員指導教育責任者資格者証不交付通知書(別記様式第2号)
- (4) 法第23条第5項の規定による合格証明書を交付しない旨の通知にあつては、合格証明書不交付通知書(別記様式第2号)
- (5) 法第42条第3項の規定による機械警備業務管理者資格者証を交付しない旨の通知にあつては、機械警備業務管理者資格者証不交付通知書(別記様式第2号)

第3条を次のように改める。

(行政処分)

第3条 警察署長は、法第8条、第22条第7項、第23条第5項、第42条第3項、第48条、第49条第1項及び同条第2項の規定による行政処分を必要とする事案が判明したときは、遅滞なく、行政処分上申書(別記様式第3号又は別記様式第4号)を作成し、熊本県警察本部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)に送付するものとする。

2 前項に規定する上申を行う場合は、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 警備業者等の供述調書の写し
- (2) 関係者又は参考人の供述調書の写し
- (3) 処分の理由となる事件の送致書の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか事実を証明するために必要な書類

3 行政処分の通知は、それぞれ次の各号に定める様式により、原則として被処分者に係る主たる営業所(主たる営業所が所在しない場合にあつては、府令第11条第2項の規定による営業所を設けようとするときの営業所(以下「経由営業所」という。))の所在地又は住所地の所轄警察署長を経由して行うものとする。

- (1) 法第8条の規定による認定の取消しにあつては、認定取消通知書(別記様式第5号)
- (2) 法第22条第7項の規定による返納の命令にあつては、警備員指導教育責任者資格者証返納命令書(別記様式第6号)
- (3) 法第23条第5項の規定による返納の命令にあつては、合格証明書返納命令書(別記様式第6号)
- (4) 法第42条第3項の規定による返納の命令にあつては、機械警備業務管理者資格者

- 証返納命令書（別記様式第6号）
- (5) 法第48条の規定による指示にあつては、指示書（別記様式第7号）
- (6) 法第49条第1項の規定による営業の停止にあつては、営業停止命令書（別記様式第8号）
- (7) 法第49条第2項の規定による営業の廃止にあつては、営業廃止命令書（別記様式第9号）
- 4 熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び警察署長は、行政処分台帳（別記様式第10号）を備え付け、理由、結果その他必要な事項を記録しておくものとする。
- 第4条から第6条までを削る。
- 第7条の見出し中「承認手続き」を「承認手続」に改め、同条第1項中「第27条第2項」を「第39条第3項」に、「別記様式第17号」を「別記様式第11号」に改め、「により、」の次に「主たる営業所（主たる営業所が所在しない場合にあつては、経由営業所）の所在地の」を加え、同条第2項中「別記様式第18号」を「別記様式第12号」に、「別記様式第19号」を「別記様式第13号」に改め、同条を第4条とする。
- 第8条の見出し中「承認手続き」を「承認手続」に改め、同条第1項中「別記様式第20号」を「別記様式第14号」に、「所轄警察署長」を「府令第53条第2項の規定により経由すべきこととされた警察署長」に改め、同条第3項中「即応体制の基準外警備業務対象施設承認通知書（別記様式第21号）」を「即応体制の基準外警備業務対象施設の承認通知書（別記様式第15号）」に、「別記様式第22号」を「別記様式第16号」に改め、同条を第5条とする。
- 第9条第1項中「第13条第1項」を「第47条第1項」に、「別記様式第23号」を「別記様式第17号」に改め、同条を第6条とする。
- 第10条第1項中「第16条の2」を「第51条」に改め、同条を第7条とする。
- 別記様式第1号から別記様式第9号までを次のように改める。

別記様式第1号 (第2条関係)

不 認 定 通 知 書  
認定証不更新

熊本県公安委員会指令第 号  
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備業の認定認定証の有効期間の更新については、

次の理由により認定認定証の有効期間の更新をしないので、警備業法第5条第3項第7条第3項の規

定により通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

- 不用の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第2号 (第2条関係)

警備員指導教育責任者資格者証  
 合格証明書不交付通知書  
 機械警備業務管理者資格者証

熊本県公安委員会指令第 号  
 年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備員指導教育責任者資格者証  
 年 月 日付で申請のあった合格証明書の交付 につ  
 機械警備業務管理者資格者証

警備業法第22条第4項  
 いては、警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第4項の規定によ  
 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第4項

り交付を行わないので通知する。

申請者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所			
理由				

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

- 不用の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号 (第3条関係)

(表面)

熊 第 号  
年 月 日

熊本県公安委員会 殿

警察署長

行 政 処 分 上 申 書

次のとおり行政処分を必要とする事案が判明したので上申する。

被 処 分 者	本 籍 (法人の名称)			
	所 在 地			
	営 業 所 名			
	氏 名 (生年月日)	年 月 日生		
認定証を交付した 公 安 委 員 会	公安委員会	認定証番号		
認定証の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで			
営 業 所 設 置 等 届 出 年 月 日	年 月 日	届出受理番号		
機 械 警 備 業 務 開 始 届 出 年 月 日	年 月 日	届出受理番号		
前科、行政処分 の有無及び行状				

(裏面)

上 申 の 理 由

処 分 に 対 す る 意 見

参 考 事 項

(送致、刑事処分の  
意見など)

別記様式第4号（第3条関係）

熊 第 号  
年 月 日

熊本県公安委員会 殿

警察署長

行 政 処 分 上 申 書

次のとおり行政処分を必要とする事案が判明したので上申する。

被 処 分 者	本 籍			
	住 所			
	氏 名 (生年月日)	年 月 日生		
資 格 者 証 交 付 年 月 日	年 月 日	資格者証番号		
合 格 証 明 書 交 付 年 月 日	年 月 日	合格証明書番号		
前科、行政処分の有無及び行状				
上 申 の 理 由				
処分に対する意見				
参 考 事 項 (送致、刑事処分の意見など)				

## 別記様式第5号（第3条関係）

## 認 定 取 消 通 知 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏 名 又 は 名 称			
住 所			
代 表 者 の 氏 名			
認 定 年 月 日	年	月	日 認定証番号
認定を取り消した理由			

## 教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 備考

- 1 聴聞を経ないで行われる処分の場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第6号 (第3条関係)

警備員指導教育責任者資格者証  
合 格 証 明 書返納命令書  
機械警備業務管理者資格者証

熊本県公安委員会達第 号  
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

第22条第7項  
警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定により、  
第42条第3項において準用する同法第22条第7項

公安委員会第 号 年 月 日交付の警備員指導教育責  
合格証明書  
機械警備業務管理

任者資格者証  
の返納を命ずる。  
者資格者証

氏 名		生年月日	年 月 日
本籍又は住所			
理由			

教 示 事 項

この処分取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)

備考

- 1 聴聞を経ないで行われる処分の場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。
- 2 不用の文字は、横線で消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第7号（第3条関係）

指 示 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第48条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式第8号 (第3条関係)

## 営 業 停 止 命 令 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
処 分 の 理 由	

## 教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 備考

- 1 聴聞を経ないで行われる処分の場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式第9号（第3条関係）

## 営 業 廃 止 命 令 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第49条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処 分 の 理 由	

## 教 示 事 項

この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## 備考

- 1 聴聞を経ないで行われる処分の場合は、行政不服審査法の規定による教示も併せて行うこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号から別記様式第15号までを削る。  
別記様式第16号中「第6条関係」を「第3条関係」に、「警備業者（資格者）名」を「被処分者の氏名又は名称」に、「認定証（資格者）」を「認定証（資格者証・合格証明書）」に改め、同様式を別記様式第10号とし、同様式の次に次の6様式を加える。



## 別記様式第12号（第4条関係）

## 警備員指導教育責任者の兼任承認通知書

熊本県公安委員会指令第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者の兼任承認については、次の条件を付して承認するので通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	

## 条件

1 警備員指導教育責任者が兼任できる営業所は、次の2の営業所とし、兼任できる警備業務の区分は 警備業務とする。

(1) 名 称

所在地

(2) 名 称

所在地

2 上記の2の営業所に所属する警備員の数がいずれも6人以上となった場合は、各々の営業所に専任の警備員指導教育責任者を置くとともに、警備業法第11条第1項の規定による変更届出を行うこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号 (第4条関係)

警備員指導教育責任者の兼任不承認通知書

熊本県公安委員会指令第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者の兼任承認については、次の理由により承認しないので通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。



別記様式第15号（第5条関係）

即応体制の基準外警備業務対象施設の承認通知書

熊本県公安委員会指令第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった即応体制の整備の基準を適用しない

警備業務対象施設の承認については、次の条件を付して承認するので通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
条件		
1 即応体制の整備の基準を適用しない警備業務対象施設は、次のとおりとする。		
名 称		
所在地		
2 上記の警備業務対象施設における盗難等の事故の発生に関する情報を基地局において受信した場合に、その受信の時から25分以内に警備員を当該施設に到着させることができることとなったときは、その旨を届け出ること。		

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 別記様式第16号（第5条関係）

## 即応体制の基準外警備業務対象施設の不承認通知書

熊本県公安委員会指令第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった即応体制の整備の基準を適用しない  
警備業務対象施設の承認については、次の理由により承認しないので通知する。

申 請 者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

## 教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部生活安全企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第17号から別記様式第22号までを削る。

別記様式第23号中「第9条関係」を「第6条関係」に、「第 号」を「熊第 号」に、「実施対象営業所」を「実施対象営業所等」に改め、同様式を別記様式第17号とする。

(警備業法第10条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部改正)

第2条 警備業法第10条第1項の規定に基づく護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則(昭和47年熊本県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第1条中「第10条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第4条第2号中「警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号)」を「警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)」に、「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改め、同条第3号中「第1条第1項」を「第1条第5号」に、「核燃料物質等運搬警備業務」を「核燃料物質等危険物運搬警備業務」に改め、「及び」の次に「同条第6号に規定する」を加える。

第5条第2号中「第1条第1項」を「第1条第2号」に、「常駐警備業務」を「施設警備業務」に改める。

(機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則の一部改正)

第3条 機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則(昭和58年熊本県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第11条の7」を「第43条」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月21日から施行する。